

須賀川市農地情報提供制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、須賀川市内の農地の貸借及び売買における情報提供を行うことにより、農地の有効利用、担い手農家の営農規模拡大、新規就農及び新規参入の促進等を図るとともに、増加する遊休農地の発生防止及び解消を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地情報提供制度 市内に存在する農地であつて、その所有者が貸出し又は売渡しを希望する農地について情報を登録し、農地の借受け又は買受けを希望する者に情報を提供する制度をいう。
- (2) 農地情報 貸出し又は売渡しを希望する農地の所在地番、面積、現在の利用状況、地図上の位置等の情報で個人が特定されないものをいう。
- (3) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(実施主体)

第3条 農地情報提供制度の実施主体は、須賀川市農業委員会（以下「農業委員会」という。）とする。

(適用上の注意)

第4条 この要綱は、農地情報提供制度の利用以外による農地の取引を妨げない。

(農地の登録申請等)

第5条 所有する農地を須賀川市農地情報提供制度登録農地台帳（以下「登録農地台帳」という。）へ登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、須賀川市農地情報提供制度登録申請書兼承諾書（第1号様式）及び須賀川市農地情報提供制度登録カード（第2号様式）により、農業委員会へ申請しなければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による登録申請があつた場合は、その内容を確認し、適切であると認めたときは、登録農地台帳に記載する。

3 登録農地台帳への登録期間は、申請があつた日から2年を経過した直近の3月末日までとする。ただし、再登録を妨げないものとし、この場合において、申請者は、第1項の規定による申請を改めて行うものとする。

4 農業委員会は、登録農地台帳に登録された情報を、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員、農地が存在する地区の地域計画策定区域の長等に提供するものとする。

(農地登録基準)

第6条 農業委員会は、前条第1項の規定による登録申請があつた場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、前条第2項により登録を認めるものとする。

- (1) 農地所有者が、須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団員等であると認められる者であるとき。

- (2) 農地情報提供制度への農地の登録が転用目的と認められるとき。
- (3) 申請者が登記名義人でない農地であるとき。
- (4) 農地所有者以外の者により申請が行われたとき。
- (5) 農地の隣接地との境界が不明なとき。
- (6) 農地名義人が複数人いる場合において、全ての名義人の同意を得ていないとき。
- (7) 農地の面積が1,000㎡未満であるとき（筆数が複数でも一体的な利用状況であれば可とする。）。
- (8) 農地が存在する地区内において、農地の借入希望があるとき。
- (9) 登録申請の対象農地が荒廃し、農地としての再生利用が不可能と判断されるとき。
- (10) 農地に所有権以外の権利が設定されており、貸借売買が困難又は貸借売買を行うことで農地所有者に不利益が生じるとき。
- (11) 農地にその土地を利用する権限を有する第三者がおり、その者の同意が得られる見込みがないと認められるとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、農業委員会が適当でないと判断するとき。

（農地登録事項の変更）

第7条 第5条第2項の規定により農地登録台帳に登録した農地所有者（以下「農地登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、須賀川市農地情報提供制度登録情報変更届出書（第3号様式）を速やかに農業委員会へ届け出なければならない。

（農地登録の抹消）

第8条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録された農地を登録農地台帳から抹消し、須賀川市農地情報提供制度登録抹消通知書（第4号様式）により、農地登録者に通知するものとする。

- (1) 農地登録者から須賀川市農地情報提供制度登録抹消の申出があったとき。
- (2) 相続、貸借、売買等により、農地に係る権利の設定が新たにされたとき。
- (3) 第5条第3項に規定する登録期間を経過したとき。
- (4) 農地情報提供制度に登録された後に第6条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) 登録された農地に所有権移転、転用又は非農地化による地目変更等の申請があり、農業委員会に承認されたとき。
- (6) その他農業委員会が適切でないと認めたとき。

（農地登録の終期通知）

第9条 農業委員会は、第5条第3項に規定する登録期間の終了前に、登録の終期を須賀川市農地情報提供制度登録終期通知書（第5号様式）により、農地登録者に通知するものとする。

（農地の維持管理）

第10条 農地情報提供制度に登録した農地に関する貸借又は売買の契約が成立するまでの間、当該農地の維持管理は、農地登録者が行うものとする。

（農地情報の公表等）

第11条 農業委員会は、農地情報提供制度に登録された農地の情報を次の各号のいずれかの方法により、公表するものとする。

（１） 農業委員会ホームページ

（２） その他農業委員会が適当であると認めた方法

２ 前項の規定により公表する農地の情報は、次に掲げる項目（個人情報を除く。）とする。

（１） 所在地大字、面積及び登記地目

（２） 農地所有者の貸出し又は売渡しの意向及び希望価格

（農地情報提供制度利用の要件）

第12条 農地情報提供制度に登録された農地の借受け又は買受けをすることができる者（以下「利用希望者」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）又は農地法（昭和27年法律第229号）の規定による農地の借受け又は買受けが可能な者に限るものとする。

２ 農地情報提供制度で借り受けた農地の利用は、営農目的に限るものとする。

（農地情報提供制度の利用申請）

第13条 利用希望者は、農地を適切に管理する能力を備えた者とし、農地情報提供制度の利用に当たっては、須賀川市農地情報提供制度利用申請書（第6号様式）及び誓約書（第7号様式）に必要な事項を記入し、農業委員会に申請するものとする。

（農地登録者及び利用希望者の交渉及び報告）

第14条 農地登録者及び利用希望者は、農地の売買、貸借等契約及び交渉（以下「契約交渉」という。）に当たっては、売買価格、賃借料、契約期間等を当事者間で協議を行い決定するものとする。

２ 契約交渉に関する紛争については、当事者間で解決するものとする。

３ 利用希望者は、農業委員会に契約交渉の結果を報告するものとする。

（賃借又は売買契約）

第15条 農地登録者及び利用希望者は、契約交渉が成立した場合は、農業経営基盤強化促進法又は農地法の許可申請その他必要な法的手続を行わなければならない。

（農地転用の制限）

第16条 契約交渉により成立した農地を利用する者は、当該農地を農地以外に転用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第17条 農地登録者及び利用希望者は、農地情報提供制度における個人情報の取扱いに関し、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、若しくは利用しないこと。

（２） 個人情報を毀損又は逸失することがないように適正に管理すること。

（３） 保有する必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄、消去その他の適正な措置をとること。

(手数料)

第18条 農地情報提供制度の利用に係る手数料は、無料とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めのない事項については、農業委員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。